

別記

全管連 第348回理事会

1. 日 時 令和 3年10月18日（月）

理 事 会 午後1時30分～2時20分（予定）

講 演 会 午後2時30分～3時10分（予定）

「キャリアアップシステムの活用」について（仮）

国土交通省 担当官

2. 場 所 •品川プリンスホテル・メインタワー 17階「オパール17」

東京都港区高輪4-10-30 [別紙略図参照]

TEL 03(3440)1111

•WEB会議システム「Zoom」

3. 議 題

頁

第1号議案 全管連組織等の見直しについて

－検討状況及び中間とりまとめ（案）

（資料1）

4

4. 報告事項

(1) 令和3年度厚生労働大臣表彰受賞者等について	20
(2) 建設キャリアアップシステム（CCUS）を 活用した諸施策への取組について	23
(3) 令和3年度特定技能1号試験の実施について	38
(4) 令和4年度水道関係概算要求について	40
(5) 令和3年度給水装置工事主任技術者 現地研修の開催日程について	42
(6) 令和3年度登録配管基幹技能者講習について	43
(7) 第59回技能五輪全国大会（東京大会）について	45
(8) 全管連「管工事賠償制度」加入推進状況について *全管連 管工事賠償制度パンフレット	46
(9) 2022年版「全管連手帳」について	49
(10) 全管連 主要会議等予定表（案）	52

以 上

全国管工事業協同組合連合会 役員名簿

令和3年10月18日現在

(敬称略・順不同)

会長 藤川 幸造(富山県)

副会長	佐藤 安幸(北海道)	副会長	馬場 博嗣(京都府)
	佐々木 英樹(岩手県)		前田 隆司(大阪府)
	大熊 泰雄(埼玉県)		角田 壽郎(兵庫県)
	白倉 進(千葉県)		高橋 肇(岡山县)
	宮崎 文雄(東京都)		櫻井 健吾(愛媛県)
	原 宣幸(神奈川県)		藤 成徳(福岡県)
	加藤 大二(新潟県)		岩永 堅之進(長崎県)
	穂刈 泰男(愛知県)		

専務理事 粕谷 明博 常務理事 松本 淳司

部長	岩野 隆一(東京都)	部長	藤原 和彦(三重県)
	石田 賢司(茨城県)		鹿野 淳一(山形県)
	和田 均(栃木県)		松本 正美(東京都)

理事	村田 信吾(北海道)	理事	篠田 喜弘(埼玉県)
	龍後 英幸(〃)		鶴田 勇(〃)
	坂本 憲昭(青森県)		新井 光雄(千葉県)
	星 進(宮城县)		岡本 和也(〃)
	井上 環(〃)		小松 隆弘(〃)
	太田 博之(秋田県)		五十嵐 隆(東京都)
	白田 真人(山形県)		上杉 貴志(〃)
	松原 文司(福島県)		新家 功一(〃)
	池田 好男(茨城県)		渡辺 才司(〃)
	大橋 保(栃木県)		星野 護(〃)
	中村 勝(〃)		石田 隆(神奈川県)
	後閑 正裕(群馬県)		中嶋 栄一(〃)
	岡田 章(埼玉県)		丸山 晴雄(〃)
	中村 猛(〃)		雨宮 正(山梨県)

理 事 小 柳 潤 一 (新潟県)	理 事 小 向 俊 和 (和歌山県)
金 内 義 久 (")	南 方 節 也 (")
山 崎 正 寛 (長野県)	高 井 豊 司 (兵庫県)
柴 田 有 彦 (富山县)	原 田 猛 (")
北 川 雅一朗 (石川県)	高 原 豊 明 (広島県)
茗荷谷 豊 (")	吉 川 純 弘 (")
富 田 行 雄 (福井県)	宇 田 川 俊 宏 (鳥取県)
小 池 勝 (愛知県)	北 野 伸 昭 (島根県)
永 野 卓 司 (")	仲 田 泰 弘 (山口県)
大 野 茂 (")	中 川 悟 (香川県)
坂 明 憲 (")	宮 本 正一郎 (愛媛県)
鎌 田 幸太郎 (静岡県)	篠 野 義 秀 (徳島県)
服 部 愛一郎 (")	上 村 健 一 (高知県)
荒 川 晶 一 (岐阜県)	松 尾 浩 充 (福岡県)
岡 田 明 彦 (")	林 和 義 (")
川 島 吉 博 (")	原 田 恵 三 (佐賀県)
谷 口 学 (滋賀県)	工 藤 光 明 (熊本県)
豊 嶋 一 俊 (京都府)	横 山 英 生 (")
津 村 憲 志 (大阪府)	織 戸 和 彦 (大分県)
木 村 之 彦 (")	古 澤 雄 二 (宮崎県)
水 野 博 巳 (奈良県)	福 山 康 洋 (鹿児島県)
	仲 田 一 郎 (沖縄県)

監 事 木 村 平 (東京都)	監 事 渡 邊 宇之助 (神奈川県)
関 根 州 一 (埼玉県)	安 井 健 (愛知県)
内 山 邦 俊 (千葉県)	福 田 悅 雄 (員 外)

資料一 1

第1号議案

全管連組織等の見直しについて－検討状況及び中間とりまとめ（案）

令和3年10月18日
全国管工事業協同組合連合会

1. 組織見直し検討の経緯

全管連の所属業者数はピーク時（2001年）の約2万3千社から現在では約1万5千社と大きく減少している。この傾向が大きく改善されると予想することは難しく、今後の管工事業の発展等のために事業を継続していくためにも、全管連の組織自体もこれを反映する必要がある。

会員の中からも役員数等について見直すべきとの意見があったことから、本会の正副会長部長会メンバーに対して予備的なアンケート調査を実施した。その結果、所属業者数の減少に応じて理事定数も減らすべき、副会長数も見直すべきと等の回答が多く、本格的な検討を行う必要性が確認できた。

このため、総務・経理合同部会（以下。「合同部会」という。）で具体的な検討を行うことが第344回理事会で承認され、これまでに合同部会を2回開催するほか正副会長部長会、理事会にも報告し、意見を求めてきた。

本報告は、これまでの議論を中間的にとりまとめたものであり、さらに広く会員の意見を求めるとともに、最終とりまとめに向け議論を深めることとしている。

2. 合同部会における検討状況

第1回合同部会では、本問題に関する論点及び議論すべき事項案を示し、幅広く自由討議を行った。また、役員数を減らした場合の都道府県支部への割当人数、出資金差異の調整を行った場合の追徴又は返還額に関する試算も提示した。

第1回合同部会における意見の概要は次のとおりであり、役員数、副会長数については減らす方向、出資金差異の調整問題については時間を掛けて検討するとの意見が大勢を占めた。（別紙1参照）

第2回合同部会では、目指すべき役員数等についてより具体的に検討を行い、座長により以下に示す暫定的な意見集約が行われた。

①役員数について

- ✓ 定款上は60～75人と定め、実際の理事割当は、所属企業数の減少率も踏まえ65名程度を目安（※65名を限度とするという意味ではない。）とする。
- ✓ 割当方式は従来通り。各都道府県1名と所属業者割を併用。その結果、現在の理事数から2名以上減る都道府県支部については、増員について考慮する。
※いずれにせよ各期の理事割当数はその時点直近の所属業者数により算出される。
- ✓ 青年部代表については、理事とするのではなくオブザーバ参加とする
- ✓ 監事数は5名（員外監事を含む）。定款は変更しない。
※監事監査を充実すべきとの意見があった。

②副会長数について

- ✓ 定款上は10名以内とする。
- ✓ 各ブロック担当副会長制は廃止し、ブロックの代表はかつてのブロック長制度を復活させる。また、ブロック長の役割を明確にする
- ✓ 副会長は会長が会務運営し易いように指名し、理事会で選出する
- ✓ 10名以内で具体的に何名とするかは会長の考えによる。当面は6部担当副会長と筆頭の7名が適当との意見が多かった。
※なお、6部門の責任者は部長とし、副会長は数名でも良いという意見もあった。

③部会・委員会の在り方について

- ✓ 現在の委員会は廃止し、部会に一本化する
- ✓ 6部門横断的な課題等について企画調整する場が必要である
- ✓ 各理事はいずれかの部会に所属。各理事の希望を踏まえつつ会長が調整し、理事会に提案。北海道連の支部長については本会理事ではない者についても部会には所属してもらう
- ✓ 部会の幹部は、担当副会長、部長及び2名副部長
- ✓ 部会の活性化について議論することが必要

④1社当たりの出資金額に差異が生じていることについて

- ✓ 総務委員会、経理委員会に属する理事の地元県連へのアンケート調査結果（別紙2参照）について尊重する
 - ・単組からの出資金徴収方法は様々（団体割のみ、人数割のみ、両者併用がほぼ同数。

- ・単組の所属企業数減少に伴い出資金一部返還を行っているのは1県連のみ。
- ・所属業者数の増減による出資金の差異調整について定期的に行うべきとの回答は3／18、当面はそのままで良いは9／18。
- ・自由記述として「所属員の増減にその都度対応する必要はない、出資金の引受基準は加入時の基準であり、その後の変動までは拘束しない」との意見があった
- ✓ 少なくとも全管連会館建設時の借入金返済の目途がつくまでは出資金の返還は先送りすべき
- ✓ 所属業者数の増減に伴う1社当たりの出資金額に結果として差異が生じていることが出資口数を調整しなければならない理由に該当するかどうかを含め更に検討する（法律・定款上、差異の調整を是正しなくとも良いのであれば敢えて調整しない）
- ✓ 出資金額の不平等感は、出資配当を行うことである程度解消できるので経理部門で全管連の財政計画、予算編成の在り方とともに検討する

3. 中間とりまとめ（案）

2回に亘る合同部会での検討、正副会長部長会等での意見等を踏まえた全管連の組織見直し等の主要方針は以下のとおりである。今後、4. に示すスケジュールに従って更に議論を深め、具体的な定款改正等を行う。

①役員数について

定款における理事定数は60人以上75人以内とし、都道府県支部への理事割当数については、現行方式と同様に各都道府県1名の割当と所属企業数に応じた割当の併用方式とする。具体的な理事割当については、65名程度を目安としつつ、現行理事数から大きく減る支部については割当人数増を行う。また、都道府県支部における地域の状況についても必要に応じ勘案する。

※上記による割当理事数の試算を別紙3に示す。なお、実際の各期における理事割当はその時点における所属業者数により再計算されることになる。

監事について定款上的人数は変更しないが、実際の監事人数は1名減とする。また、青年部代表にはオブザーバとして理事会等への出席を求ることとする。

②副会長について

定款における副会長数は10名以内とする。ブロック担当副会長制は廃止するが、ブロック代表としてのブロック長制を復活させる。理事会への議案付議等についての最終審議を行うため、正副会長ブロック長部長会議を開催するものとする。

副会長の選任は会長が指名し、理事会で選出する。具体的な人数については会長の判断による。なお、当面は業務運営上の6部門を担当する副会長と筆頭副会長の7名とする考え方方が主流であるが、6部門の責任者を部長とし、副会長は数名で良いとの意見もある。

③部会・委員会について

6部門の委員会は廃止し、部会に一本化する。北海道連の支部長を含め各理事はいずれかの部会に所属する。また、6部門横断的な事項及び本会の総合的業務の企画等について議論・調整を行う場を設ける必要がある。

④出資金額の差異について

少なくとも全管連会館建設時の借入金返済の目途がつくまでは出資金の一部返還は難しいという認識で一致した。

都道府県支部における所属業者数の増減により結果として一社当たりの出資金額に差異が生じていること自体が、直ちに法令、定款に規定する出資口数の減少を請求できる場合に該当しないという意見も多くある。また、各支部において傘下単組の所属業者数増減への対応状況も踏まえる必要もある。これらのことから所属業者数の増減に対応し義務的に出資金額の調整を行う必要はないとの意見が大勢である。

しかしながら、出資金額に差異があることによる不公平感について、例えば出資配当を行い不公平感解消に資するという方法も検討する必要がある。その際は、全管連の中長期財政計画、予算編成の在り方と併せて検討するものとする。

4. 今後のスケジュール

本日の理事会での議論等を踏まえて11月を目途に第3回合同部会を開催し、とりまとめ案及び定款変更案を審議する。その後、正副会長部長会での審議を経て令和4年1月の定例理事会で全管連組織の見直し案及びそれを踏まえた定款等改正案について了承頂く。

令和5年度の人事構成に実際に反映させるためには、ある程度の周知・調整機関が必要なため、令和4年度の比較的早い時期に総会で定款改正の決議を行う必要があり、具体的には6月の定例理事会の前に臨時総会での決議を目指す。

(別紙1) 第1回合同部会における意見等の概要

○役員数の見直しと支部への割当方法

- ・業者数が減少しているので理事数も減らすべきとの意見がほとんど
- ・他団体と比較しても多いので減らした方が良いとの意見があった
- ・各都道府県1名は確保すべきとの意見がほとんど(敢えて事務局より業者数が少ない支部は合区するという考え方はどうかと投げたがそれについても否定的)
- ・県連での経験から理事数を減らすことにより、全管連への興味が薄くなる恐れがあるとの発言があった
- ・災害時の対応を考えると各支部に理事が必要との意見もあった
- ・会長からは・全管連組織をもっとコンパクトにし、議論を活発化すべき、・抜本的に改革しないと次が大変になるとの発言があった
- ・監事人数、青年部登用については次回で協議

○副会長数

- ・理事定数を減らすなら副会長数も減らすべきとの意見がほとんど
- ・人数については6部門+1~2名という意見が多かった
- ・副会長は会長が組織を運営しやすいよう選任すべきとの意見が大勢
- ・ブロック長を復活すべきとの意見が多かった

○委員会の在り方等

- ・現在の委員会は不十分なところもあるが、部門毎の委員会は必要との意見がほとんど
- ・委員会を形式的に開催するのではなく、具体的な案件でしっかり議論することが必要、ズーム等を活用して開催回数を増やすべきとの意見があった
- ・事務局から部会と委員会の役割が整理されていない、事務局が全て資料等を準備するような形で年3~4回も部会の他に委員会を開催することはマンパワー的に困難との説明
- ・会長からは委員会が活発になる組織が必要、部会と委員会の位置づけの再検討が必要、会長+6部副会长+総務部長会議を規約上位置付けたいとの発言があった

○出資金の返還等（1社当たりの出資金額に差異があること）

- ・非常に難しい問題なので時間をかけて検討すべきとの意見が多かった

- ・所属業者することは数が増えた結果、1社当たりの出資金額が8千円を下回る支部から追徴することは困難との意見が多くった
- ・会館建設時の借入金があること、利益準備金等が十分な額になっていないことから現時点での返還は難しいとの意見があった
- ・（金額はともかく）毎年度利益の出資配当を行い、8千円に満たない支部はその配当分を増資してもらってはどうかとの意見があった
- ・事務局から出資金額のアンバランスは定款上の出資口数の減少を請求できる場合に該当しないのではないか、出資配当（これまで行っていないが、今後行うこととした場合）を行う場合の配当額に反映されるので差異は問題ないのではないかとの発言
- ・会長から借入金完済し、内部留保ができたときに改めて検討すればよいとの発言があった

空白ページ

(別紙2) 出資金に関するアンケート

設問	問1				問2		問3				問4		問5				問6 (複数回答)				問7			問8 全管連の 出資金の 在り方に についてご 意見、ご 要望等			
	貴連合会では、単組からの出資金をどのように徴収していますか？				傘下単組における会員の新規加入による増加に伴い、県連として当該単組に対し出資金の追加徴収などを行っていますか？		出資金を追加徴収する頻度はどれくらいですか？				傘下単組における会員の脱退などによる減少に伴い、県連として当該単組に対し出資金の一部の返還などを行っていますか？		出資金の返還の頻度はどれくらいですか？				出資金の返還を行わない理由を教えて下さい。				各単組における会員の増加・減少により、結果として単組の会員にとっての出資金額に差異がある場合、県連としてどうすべきとお考えですか？						
回答	団体割と 人数割を 徴収	団体割だ け徴収	人数割だ け徴収	その他	行って いる	行って いない	1年に 1回	2~3年 に1回	特に決ま りはない	その他	行って いる	行って いない	1年に 1回	2~3年 に1回	特に決ま りはない	その他	会員間で 返還しな い取り決 めをして いるため	返還業務 が煩雑な ため	会員から められな いため	その他	定期的 に是正 すべき	当面は 差異の あるま でよい	その他				
都道府県連																											
A			○		○							○									○		○				
B		○																						○			
C	○																				○				○		
D		○		○								○						○					○				
E			○	○					○		○														○		
F		○		○				○			○							○	○						○		
G			○																							○	○
H		○																								○	
I		○																									
J			○	○								○									○		○				
K	○			○								○									○		○				
L	○			○	○							○	○									○					
M		○		○								○								○		○					
N		○																									○
O	○			○								○											○				
P			○																							○	○
Q		○		○								○											○				
R		○		○								○										○					
S		○		○								○	○							○					○		
T	○			○								○								○	○					○	
U			○																								
	4	5	6	6	4	9	1	0	1	2	1	12	1	0	0	0	1	2	4	3	3	9	6	4			
	21				13				4		13			1				10			18						

空白ページ

別紙3 理事総数を65名を目途に現行方式で計算し、調整を加えたもの（試算）

都道府県名	現理事数	所属業者数	所属業者数 数－2390	県別割当数		都道府県割 当	所属員割当	E+F	F	G	H	I
				D	E …B÷37							
東京都	8	1444	1205	3.26	1	1	3	4	4	6	2	
愛知県	5	912	673	1.82	1	1	2	3	3	4	1	
埼玉県	5	844	605	1.64	1	1	2	3	3	4	1	
神奈川県	4	793	554	1.50	1	1	2	3	3	3	1	
千葉県	4	652	413	1.12	1	1	1	2	2	3	1	
新潟県	3	581	342	0.92	1	1	1	2	2	2	1	
大阪府	3	536	297	0.80	1	1	1	2	2	2	1	
栃木県	3	531	292	0.79	1	1	1	2	2	2	1	
兵庫県	3	487	248	0.67	1	1	1	2	2	2	1	
岐阜県	3	469	230	0.62	1	1	1	2	2	2	1	
北海道	3	465	226	0.61	1	1	1	2	2	2	1	
福岡県	3	445	206	0.56	1	1	1	1	1	1	2	
富山県	2	341	102	0.28	1	1	1	1	1	1	1	
茨城県	2	324	85	0.23	1	1	1	1	1	1	1	
静岡県	2	321	82	0.22	1	1	1	1	1	1	1	
広島県	2	318	79	0.21	1	1	1	1	1	1	1	
石川県	2	317	78	0.21	1	1	1	1	1	1	1	
愛媛県	2	298	59	0.16	1	1	1	1	1	1	1	
和歌山県	2	289	50	0.14	1	1	1	1	1	1	1	
宮城県	2	270	31	0.08	1	1	1	1	1	1	1	
京都府	2	255	16	0.04	1	1	1	1	1	1	1	
熊本県	2	254	15	0.04	1	1	1	1	1	1	1	
福島県	1	253	14	0.04	1	1	1	1	1	0	1	
山形県	2	251	12	0.03	1	1	1	1	1	1	1	
香川県	1	235			1	1	1	1	1	1	1	
鹿児島県	1	233			1	1	1	1	1	1	1	
大分県	1	229			1	1	1	1	1	1	1	
秋田県	1	219			1	1	1	1	1	1	1	
長野県	1	206			1	1	1	1	1	1	1	
群馬県	1	202			1	1	1	1	1	1	1	
青森県	1	200			1	1	1	1	1	1	1	
宮崎県	1	199			1	1	1	1	1	1	1	
福井県	1	187			1	1	1	1	1	1	1	
岡山県	1	181			1	1	1	1	1	1	1	
三重県	1	179			1	1	1	1	1	1	1	
滋賀県	1	178			1	1	1	1	1	1	1	
佐賀県	1	168			1	1	1	1	1	1	1	
岩手県	1	154			1	1	1	1	1	1	1	
徳島県	1	134			1	1	1	1	1	1	1	
長崎県	1	118			1	1	1	1	1	1	1	
奈良県	1	112			1	1	1	1	1	1	1	
沖縄県	1	77			1	1	1	1	1	1	1	
山梨県	1	48			1	1	1	1	1	1	1	
山口県	1	45			1	1	1	1	1	1	1	
高知県	1	44			1	1	1	1	1	1	1	
鳥取県	1	37			1	1	1	1	1	1	1	
島根県	1	27			1	1	1	1	1	1	1	
合計	93	15062	5914	47	16	63	69	24				

*常勤理事数を除いた1理事当たりの業者数：239都道府県理事割当以外の理事数：16所属業者割当の1理事当たりの業者数：370

調整方法（H欄）

福岡県：所属業者割分（E欄）は四捨五入では+1名となるところ16名に合わせるために切り捨てした。これを+1名とする
現行数との差が2名以上のことろは割当人数を増やす（東京都、愛知県、埼玉県、千葉県）
調整後の理事総数は常勤理事を加え71名となる。

実際の次期の理事割当については令和4年5月1日現在の所属業者数をもとに決められる。

空白ページ

(参考1)

組織・出資金の見直しに関する規定要旨

<定款>

◆規約

- 定款で定めるもののほか、必要な事項は規約で定める
- 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経る

◆役員の定数等

- 理事 80人以上95人以内 監事 4人以上6人以内
 - ・専務理事、常務理事及び93名を各都道府県1名の他所属員数に応じて割当
 - ・員外監事1名及び5名を所属員数の多い5支部に割当
- 員外理事 25人未満 員外監事 1人以上必要
- 会長1名 副会長15人以内 理事会において選出
 - ・各ブロック担当10名及び会長推薦5名
- 専務理事1名 常務理事1人を置くことができる。理事会において選出
- 役員は総会において選挙 氏名推選も可

◆会員

- 脱退したときは払込出資額を限度として持分を払い戻す（除名による場合は半額）
- 会員は出資口数の減少を請求できる。理事会においてその諾否を決する
 - ①事業を休止したとき
 - ②事業の一部を廃止したとき
 - ③その他特にやむを得ない理由があるとき
 - ・令和2年度に静岡県連に払い戻したのは③（所属単組が脱退）に該当したため

◆出資、持分

- 出資1口の金額は壱千円
- 会員の持分は、正味財産につき出資口数に応じて算定

◆総会、理事会、委員会、支部及び青年部

- 事業の執行に関し、第6条（規約）の規定により委員会を置くことができる委員会に関する事項は規約で定める
- 地域ごとの会員ももって構成する支部を置くことができる 必要な事項は規約で定める
- 青年部を置く 必要な事項は規約で定める

＜出資金に関する規約＞

- 出資金は1口1000円
- 出資の引受基準は次式で算定した口数以上
出資引受口数=団体割+人数割
団体割は1会員につき24口
人数割りは会員の組合員（連合会にあってはその所属員）1人につき8口

＜業務運営に関する規約＞

- 総務部、経理部、経営部、広報部、事業部、技術部を設置
- 各部2名以上の担当理事を置く。1名を部長、1名を副部長。理事会の議を経て任命
- 部長は担当部を統轄。必要に応じ部会（担当副会長、部長、副部長、委員長、副委員長で構成）を開催
- 各部はそれぞれの業務に関する委員会を所管
- 6部門以外に全管連の総合的業務の企画・推進機関として企画室を設置する。
・正式な形で企画室は設置されていない。正副会長部長会議が企画室に相当する役割を担当
- 企画室は副会長若干名、各部の部長及び学識者により構成

＜担当副会長制に関する規約＞

- 副会長のうち6名をそれぞれ業務部の担当副会長とする
- 担当副会長は会長が任命
- 担当副会長は担当部の業務を掌握し会長を補佐

＜委員会規約＞

- 理事会の議を経て設置
- 委員会は理事会より委任又は付託された事項を審議し、報告、答申する
- 委員会は常設委員会及び特設委員会
・特設委員会に近いものとして災害対策担当理事

- 各委員会の委員は理事会の議決を経て会長が委嘱
- 各委員会に委員長1名、副委員長1名。理事会の議を経て会長が指名
- 各委員会は各部に所属

＜支部に関する規約＞

- 各都道府県に支部を設置、ブロックごとに掌握機関（地方連絡協議会）を設置
- 支部及びブロックは別表のとおり（別表略）。
- ブロックには担当副会長1名を置く
- 担当副会長は当該ブロックに属する本部理事の協議のうえ推せんされ、理事会において選出された副会長とし、支部長は・・・

関係団体における理事定数について

(参考2)

団体名	所属会員数(A)	定款上の理事数	現理事数(B)	内副会長数	員外理事数	$(A) \div (B)$	青年部登用の有無	備考
全国管工事業協同組合連合会	15,753	80～95名	95	15	2	165.8	無	
(一社)全国建設業協会	18,729	25名以内	21	4	4	891.9	無	協議員会(51名)
(一社)日本空調衛生工業事業協会	5,192	—	41	4	1	126.6	無	副会長4名の他、常任理事15名
全日本電気工業組合連合会	34,166		26	4	2	1314.1	有(1名青年部会長)	
(一社)日本左官業組合連合会	5,789		64	6	1	90.5	無	03-3269-6551
(一社)日本塗装工業会	2,623		38	4	1	69.0	無	03-3770-9901
(一社)全国淨化槽団体連合会	13,000		30	9	1	433.3	無	
全国環境整備事業協同組合連合会	850		38	2	1	22.4	有(1名青年部会長)	
全日本葬祭業協同組合連合会	1,338		20	4	1	66.9	無	
全国医師協同組合連合会	35,000		20	2	4	1750.0	無	
日本貨物運送協同組合連合会	13,125		64	8	1	205.1	無	

(参考3) 総務・経理合同部会委員

総務担当副会長 原 宣幸（神奈川県連）
総務部長 岩野隆一（東京都連）
総務副部長 佐々木英樹（岩手県連）
総務委員長 櫻井健吾（愛媛県連）
総務副委員長 工藤光明（熊本県連）

経理担当副会長 岩永堅之進（長崎県連）
経理部長 石田賢司（茨城県連）
経理副部長 松原文司（福島県連）
経理委員長 新井光雄（千葉県連）
経理副委員長 村田信吾（北海道連）

令和 3 年度厚生労働大臣表彰受賞者等について

(敬称略・順不同)

1. 令和 3 年度 厚生労働大臣表彰受賞者 (本会関係者)

(1) 生活衛生事業功勞 (水道関係功勞者)

○表彰式 令和 4 年 1 月 17 日

於 品川プリンスホテル

[全管連推薦]

佐藤 安幸 (北海道) 全国管工事業協同組合連合会 副会長

北海道管工事業協同組合連合会 会長

札幌市管工事業協同組合 理事長

(株)丸サ佐藤設備商会 代表取締役

[全管連推薦]

篠野 義秀 (徳島県) 全国管工事業協同組合連合会 理事

徳島県管工事業協同組合連合会 会長

徳島市指定上下水道工事店協同組合 理事長

(株)ササノ 代表取締役

2. 厚生労働大臣感謝状 [全管連推薦]

(1) 敦賀市管工事協同組合

(代表理事 中村紀明 設立年月日 昭和 46 年 4 月 28 日)

・式典日程 令和 4 年 3 月 26 日 於・きらめきみなと館

(2) 宮崎県管工事協同組合連合会

(理事長 古澤雄二 創立年月日 昭和 46 年 11 月 22 日)

・式典日程 令和 3 年 10 月 8 日 於・宮崎観光ホテル→中止

3. 第35回全国浄化槽大会受賞者（本会関係者）

表彰式 中止

（1）国土交通省不動産・建設経済局長表彰〔全管連推薦〕

宮 本 正一郎（愛媛県） 全国管工事業協同組合連合会 理事
愛媛県管工事協同組合連合会 副会長
松山市管工事業協同組合 理事長
東洋水道（株） 代表取締役

小 峰 一 良（東京都） 東京都管工事業協同組合連合会 理事
三多摩管工事協同組合 理事
（有）カネショウ 代表取締役

越 智 道 人（愛媛県） 愛媛県管工事協同組合連合会 理事
今治市管工事業協同組合 代表理事
（有）近代設備工業 代表取締役

4. 令和3年度優秀施工者国土交通大臣顕彰等受賞者（本会関係者）

顕彰式 中止

（1）優秀施工者国土交通大臣顕彰〔全管連推薦〕

辰 巳 佳 照（奈良県） 辰巳設備工業 代表者
奈良県管工事業協同組合

森 順 一（徳島県） （株）四電工 技術長
徳島市指定上下水道工事店協同組合

(2) 青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰〔全管連推薦〕

内 海 佳 祐 (北海道) (株)進興工業 配管工

苫小牧管工事業協同組合

山 下 恭 平 (香川県) (株)山下建設 工事部長
三豊市上下水道工事業協同組合

以上

令和 3 年 10 月 18 日

建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用した諸施策への取組について

建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」）は、技能者の現場における就業履歴や保有資格などを、技能者に配布するICカードに基づき蓄積することにより、技能者の待遇改善や技能の研鑽を図ることを目指して、官民一体で取り組んでいるインフラ制度である。

2019年4月、建設キャリアアップシステムの本格運用が開始され、本システムを活用した施策が展開されている。その主な内容は、①建設技能者の能力評価制度、②専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度、③各職種における賃金目安（年収）の設定の3点である。現時点における進捗状況及び留意点等を報告する。

«（一財）建設業振興基金が公表しているCCUS登録の状況»

※本会会員企業の登録数は不明。

	2020 年度	2021 年 8 月末	登録目標数	進捗率
技能者登録数	298,655	659,949	3,000,000	22.0%
事業者登録数	58,618	132,244	470,000	28.1%

（1）配管技能者能力評価基準の策定と現在の取組状況

国土交通省は、建設キャリアアップシステムを活用した「建設技能者の能力評価制度に関するガイドライン」を2019年3月に作成し、①職種毎に各業界団体が能力評価基準を策定し、国土交通大臣の認定を2019年度内に受けること、②認定の申請は登録基幹技能者講習実施機関が行うこと、③評価実施団体（35職種50団体）は、国が開発する判定システムを共同で運営し維持管理などを行うために2020年3月に設立された「建設技能者能力評価制度推進協議会」に加盟すること（その結果に基づき（一財）建設業振興基金がカードを発行する）を決定した。

本会では、こうした要請に基づき登録配管基幹技能者講習実施機関である（一社）日本空調衛生工事業協会、（一社）日本配管工事業団体連合会と三団体共同で次のとおり能力評価基準を策定し、国交省より2020年3月に認定を受けた。本能力評価基準の取りまとめにあたり、本会会員企業の中には、水道事業等に特化した資格を保有し、高度なマネジメント能力を有する技能者も数多く存在することから、技能者のレベル区分は登録配管基幹技能者のみを単純にレベル4と限定しない等、水道工事業者にも配慮し

た評価基準案の作成に努めた。

【別表】レベル1～4の基準の一覧

	就業日数	保有資格	職長・班長としての就業日数
レベル4	就業日数が2,150日(10年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●登録配管基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰 ●1級管工事施工管理技士 ●給水装置工事主任技術者 ・レベル2、レベル3の基準に示す保有資格 	職長としての就業日数が645日(3年)以上であること。
レベル3	就業日数が1,505日(7年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●1級配管技能士 ●2級管工事施工管理技士 ●排水設備工事責任技術者 ●配水管技能者 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格 	職長又は班長としての就業日数の合計が215日(1年)以上であること。
レベル2	就業日数が645日(3年)以上であること。	<ul style="list-style-type: none"> ●2級配管技能士 ●高所作業車運転特別教育又は高所作業車運転技能講習 ●給水装置工事配管技能者 ●地山の掘削及び土止め支保工作業主任者 ●石綿作業主任者 	
レベル1	建設キャリアアップシステムに技能者登録をされ、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者		

※ ●印の保有資格については、いずれかの保有で可

現在、経営事項審査の技術力（Z）の技術職員数（Z1）として、登録基幹技能者には3点、技能士1級には2点が付与されている。CCUSが2019年4月より本格運用され、このレベル判定を活用して、優れた技能を有する建設技能者を雇用する企業を評価する改正が行われた。これにより、レベル4に認定された給水装置工事主任技術者は従来の1点から3点に、レベル3に認定された配水管技能者は新たに2点が就業日数等の条件をクリアすれば付与されることというメリットが生まれた。

改正の概要

CCUSにおいて以下のレベルを取得した者を技術職員数(Z_1)の技術職員区分・資格に追加し、所要の評点を付与する。

- 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル4と判定された者について、「登録基幹技能者」同等のレベルとして評価し、3点の評点を付与する。

<考え方>

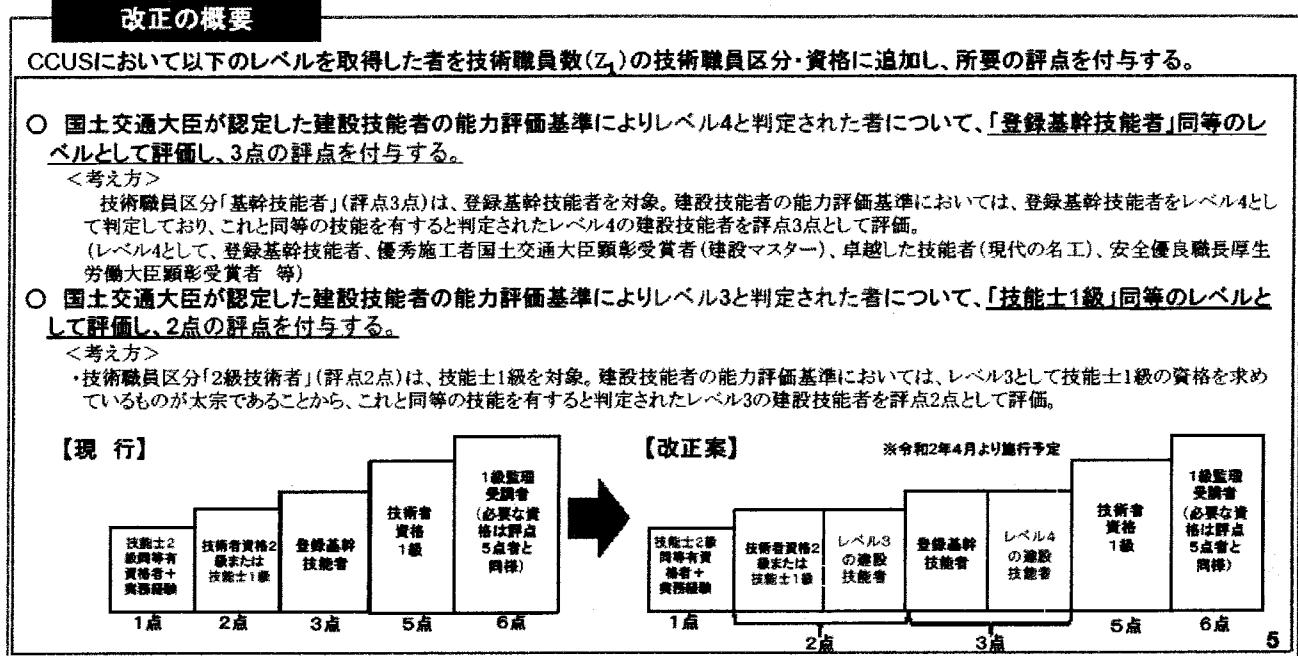
技術職員区分「基幹技能者」(評点3点)は、登録基幹技能者を対象。建設技能者の能力評価基準においては、登録基幹技能者をレベル4として判定しており、これと同等の技能を有すると判定されたレベル4の建設技能者を評点3点として評価。

(レベル4として、登録基幹技能者、優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者(建設マスター)、卓越した技能者(現代の名工)、安全優良職長厚生労働大臣顕彰受賞者等)

- 国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準によりレベル3と判定された者について、「技能士1級」同等のレベルとして評価し、2点の評点を付与する。

<考え方>

技術職員区分「2級技術者」(評点2点)は、技能士1級を対象。建設技能者の能力評価基準においては、レベル3として技能士1級の資格を求めているものが太宗であることから、これと同等の技能を有すると判定されたレベル3の建設技能者を評点2点として評価。



能力評価レベル判定の運用が開始され2年が経過したが、一方で、大きな課題が表面化した。CCUSの技能者登録後にレベル判定を別途申請しなければならず、技能者の登録申請を行っただけでは、その技能者のレベルに応じた色カードが発行されずに、全ての技能者には一旦白いカードが発行され、改めて技能者自身がレベルの再申請を行うことによって、初めてレベルに応じたカードが発行される仕組みで二重負担を強いることとなっていた。こうしたことで、登録申請件数が伸び悩み、結果としてシステム運営面でもコスト不足が生じていた。

このままでは制度維持ができないため、国交省は、レベル判定システムによる判定受付を本年6月16日に全面的に停止し、当面は各能力評価実施機関による判定受け付け方式に変更して運用を進めている。なお、将来的には、レベル判定手続きのCCUSへのワンストップ化を目指している。

○レベル判定再開後の申請手数料内訳

項目	金額
申請手数料 合計	4,000円
建設業振興基金（カード発行等手数料分 等）	1,300円
能力評価制度推進協議会（建専連）事務局経費	1,200円
各団体分（審査手数料）委託費	1,500円

全管連では、こうした国交省の今後に向けた決定を受けて、日空衛、日管連とともに配管職種の能力評価実施団体として、その対応を協議している。本会会員企業からも連日、複数件の問合せがあり、レベル判定受付そのものをやめるということはできないので、3団体でレベル判定に係る受付業務等の経費及び体制的に実情に即した方策等について検討を行った結果、他の団体に業務委託することが最も良いとの合意のもと、国交省より委託先として紹介を受けた（一社）日本機械土工協会と協議し、11月中旬までに再開する準備を進めている。なお、日機協への委託は、ダクト工業会、冷凍空調設備工業会、板金協会等も行う予定。

(2) 専門工事企業の施工能力の見える化評価制度

建設キャリアアップシステムを活用した取組の2つ目、専門工事企業の施工能力の見える化評価制度について、国土交通省は、2020年3月に告知し、ガイドラインを公表した。見える化評価制度は人を大切にし、施工能力などの高い専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境を整備することを目指したもの。ガイドラインに従い、専門工事業6団体は既に策定済で、国交省の認定を受けている。策定する基準は、「基礎情報」、「施工能力」、「コンプライアンス」の3項目で項目ごとに☆印の4段階で評価する仕組み。

本会では、経営部において、別添のとおり、企業の見える化評価制度案を作成し、本年1月の理事会に報告を行っているが、今後の評価判定事務の運用上の課題もあり、引き続き検討することとしている。なお、日空衛は作らず、日管連とは共通化できないかなど調整中である。

(3) 配管職種における賃金目安（年収）の設定

国土交通省では、担い手確保に向けた効果的な対策として、建設業の社会保険加入状況や技能労働者の賃金支払い状況に関する対応を推進することにより、建設技能者の待遇改善をさらに後押しし、建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用した能力評価を賃金上昇の好循環に結び付けたい考えで、今年度内に職種ごとに技能レベルに応じた年収目安を設定し、職長クラスの手当てを計上できるよう標準見積書を改定することを目指している。

既にいくつかの専門工事業団体では、35頁のとおり賃金目安（年収）を設定している。年収額の設定公表は難しい問題を含んでいる。高い年収を設定すれば他職種よりも若年者入職促進には有利であるが、一方でそんなに高い賃金は支払えないという所属企業からの不満も想像に難くない。

本会では、まずは基礎的な状況を把握すべく令和2年11月に経営部により「年収給与の支払い状況調査」を行った。仮集計では、例えばレベル4技能者の平均年収額が約570万円という値が得られているが、企業の完工事高、所在都道府県などによ

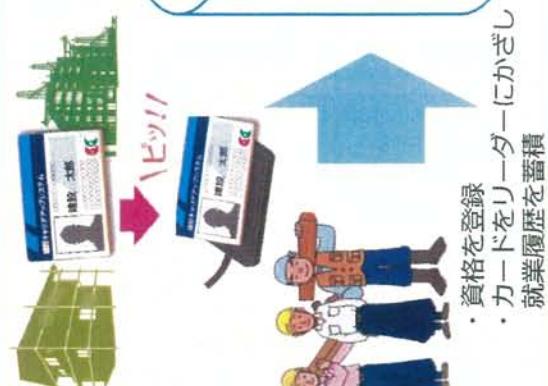
り年収額に大きな差があることも判明した。

年収額の公表にあたっては、管工事業のキャリアパスと受け止められることもあり、また、他職種との競合問題もある。このため、国交省にも・公表額は目標額なのか、実際の賃金なのか、・地域差とか企業規模による賃金差をどう取り扱うのか等の質問を投げかけているところである。既に設定公表した職種以外の対応状況なども踏まえつつ慎重に検討を進めて参りたい。

建設技能者の能力評価制度(概要)

- 建設キャリアアップシステムに蓄積される就業履歴や保有資格を活用した技能者の能力評価基準を策定。
- 基準に基づき、技能者の技能について、4段階の客観的なレベル分けを行う。レベル4として登録基幹技能者、レベル3として職長クラスの技能者を位置づける。
- 技能レベル（評価結果）を活用して、技能者一人ひとりの技能水準を対外的にPRし、技能に見合った評価や待遇の実現等を図る。

業界横断的な経験・技能の蓄積



技能レベル(評価結果)を活用した待遇改善等

- 技能の対外的PR



取引先や顧客にPR（価格交渉力の強化）

- 専門工事業の施工能力のPR



若年層の入職拡大・定着促進



高いレベルの職人を育て、雇用する企業が選ばれていく

CCUSに関する能力評価・カード発行手続の再開

- CCUS登録技能者の能力評価判定(カード発行)手続については、CCUSにおける技能レベルの判定受付とカード発行をワンストップで行うことを行う制度整備までの暫定的な運用として、9月1日から、各能力評価実施団体による能力評価(技能レベル判定)の運用を再開します(49団体35職種)。※他の団体についても準備が整い次第、順次再開します。
- 各能力評価実施団体において、手続の開始時期等が異なる場合がありますので、国交省HPにてご確認ください。

※ https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

建設技能者の手続の流れ

暫定的な運用のスキーム概要

対象職種の能力評価手続きを実施している能力評価実施団体を国交省HPにてご確認ください。

(国交省HP)
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

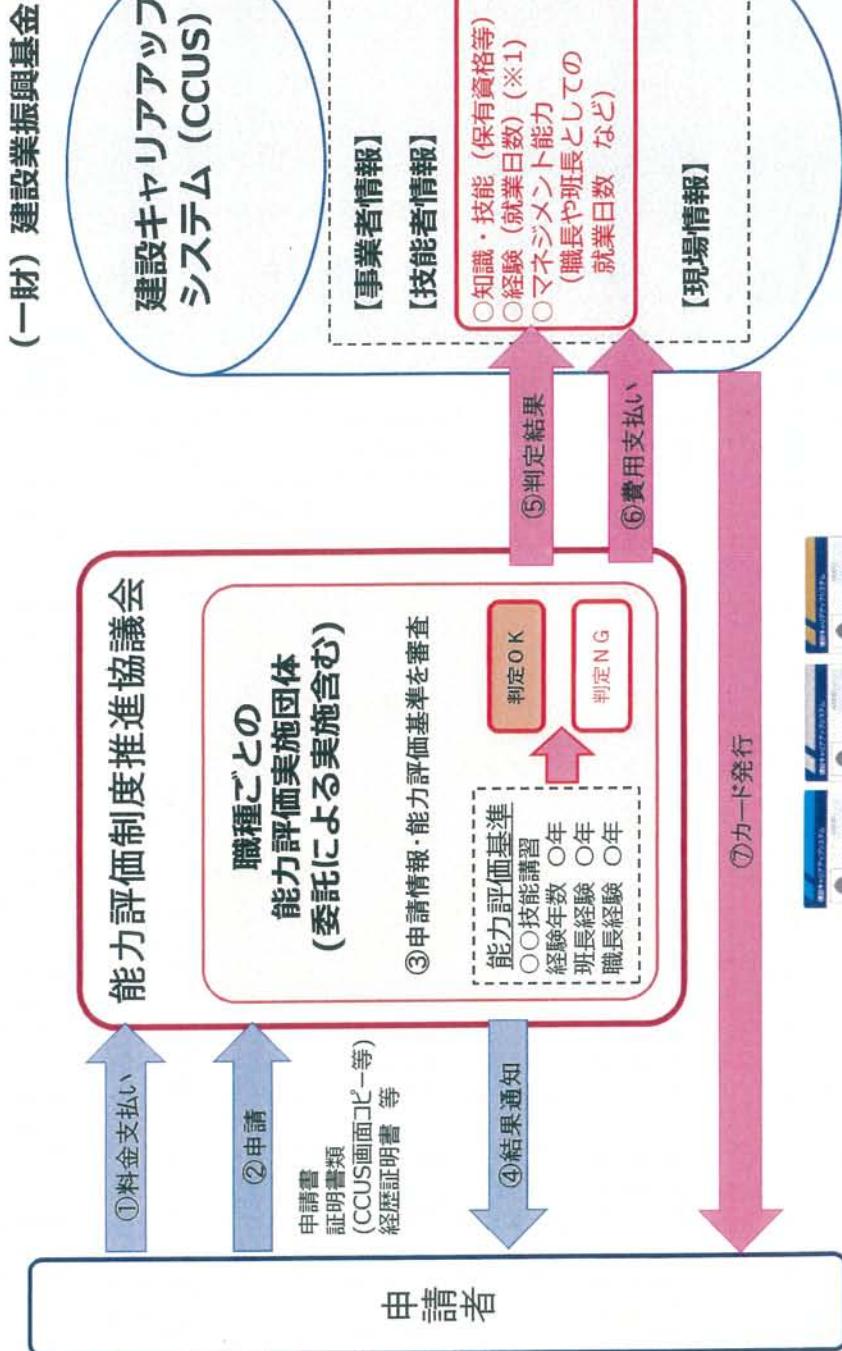
①申請(能力評価実施団体に対して、直接送付
 (郵送、メール及びWEB))

- 必要的申請書類
- ①CCUS画面コピー
- ②能力評価申請書兼キャリアアップカード交付申請書
- ③経歴証明書
- ④振込証明書

下記のURLから書類をダウンロード可能
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000040.html

②能力評価実施団体にて能力評価審査を実施

③(能力評価を反映した)カードの発行



専門工事業の施工能力等の見える化評価制度

専門工事業の施工能力等の見える化評価制度

専門工事業団体 (評価実施団体)	建設業許可の有無
	資本金
	完工工事高

施工能力	建設キャリアアップカード保有者数 レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数 等

コンプライアンス	社会保険加入の有無
	処分歴の有無
	コンプライアンス確保の取組 等

※専門工事業団体が評価基準を策定し、評価実施・結果公表

- 建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や、建設技能者の能力評価制度を活用して専門工事業の施工能力等を「見える化」
- 建設技能者を雇用・育成し、高い施工能力を有している専門工事業が、単なる価格競争ではなく、受注機会を確保し、雇用する建設技能者の待遇改善につなげる仕組みの構築を目指す

【評価結果】☆～☆☆☆の4段階で評価



基礎情報	★★★
施工能力	★★★
コンプライアンス	★★★

(見える化ロゴマーク・バナー)

評価基準認定団体(令和3年3月現在)

- (一社) 全国基礎工事業団体連合会、(一社) 日本基礎建設協会【基礎ぐい】
- (一社) ダイヤモンド工事業協同組合【切断穿孔】
- (一社) 日本機械土工協会【機械土工】
- 全国建設労働組合総連合、(一社) JBN・全国工務店協会、(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会
【建築大工(工務店)】
- (公社) 全国鉄筋工事業協会【鉄筋】
- (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会【とび・土工】



専門工事業



所属技能者



レベルに応じて
カードを色分け



建設キャリアアップ システム



事業者・技能者登録



品質や生産性等
の向上に

見える化評価結果を活用
して優良施工業者である
ことをPR

発注者
(公共・民間)

元請企業

工場ユーザー

評価・選択

受注機会確保、適正
利潤による負け上げ原資
の確保・人材育成に

取り扱い注意

▶見える化する項目・内容の評価基準 1【基礎情報】（案）

項目区分	評価項目	評価方法	配水管+給排水設備系	配点	空調設備系	配点	確認方法
共通項目	建設業の許可	2段階	建設業法上の建設業許可 なし	25	建設業法上の建設業許可 なし	25	CCUS
			建設業法上の建設業許可 あり	100	建設業法上の建設業許可 あり	100	
	建設業の許可年数	4段階	10年未満	25	10年未満	25	別途申請 (履歴事項全部証明書)
			10年以上 20年未満	50	10年以上 20年未満	50	
			20年以上 30年未満	75	20年以上 30年未満	75	
			30年以上	100	30年以上	100	
	資本金	4段階	300万円未満	25	500万円未満	25	別途申請 (履歴事項全部証明書)
			300万円以上 1,000万円未満	50	500万円以上 1,000万円未満	50	
			1,000万円以上 2,000万円未満	75	1,000万円以上 3,000万円未満	75	
			2,000万円以上	100	3,000万円以上	100	
	完成工事高	4段階	3,000万円未満	25	1億円未満	25	別途申請(決算報告書等)
			3,000万円以上 1億円未満	50	1億円以上 3億円未満	50	
			1億円以上 3億円未満	75	3億円以上 7億円未満	75	
			3億円以上	100	7億円以上	100	
	団体加入	2段階	全管連所属団体への加入 なし	25	全管連所属団体への加入 なし	25	別途申請
			全管連所属団体への加入 あり	100	全管連所属団体への加入 あり	100	
選択項目	防災活動への貢献状況	2段階	防災協定の締結 なし	25	防災協定の締結 なし	25	防災協定を締結している ことが確認できる書面
			防災協定の締結 あり	100	防災協定の締結 あり	100	
	指定工事事業者の登録 ・「給水装置工事」 ・「排水設備工事」 ・「ガス工事(指定工事店、 簡易内管施工登録店)」	2段階	いずれかの指定工事事業者の登録 なし	25	評価基準の設定を設けず		市町村 HP掲載の 登録者一覧等
			いずれかの指定工事事業者の登録 あり	100	評価基準の設定を設けず		
	若年者及び女性の新規確保並びに育成状況 (29歳未満の新規技能労働者及び女性の雇用直近年度) (若者雇用促進法に基づく認定制度「ユースエール認定」の取得) (えるぼし、くるみん等の取得有無)	2段階	左記項目の該当 なし	25	左記項目の該当 なし	25	別途申請(職員名簿)及び 認定書
			・若手技能者(29歳未満)を1名以上新規雇用 ・女性技術者・技能者1名以上を正規雇用 ・ユースエール認定の取得 あり ・えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定等の認定取得 あり 上記4項目のいずれかに該当する	100	・若手技能者(29歳未満)を1名以上新規雇用 ・女性技術者・技能者1名以上を正規雇用 ・ユースエール認定の取得 あり ・えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定等の認定取得 あり 上記4項目のいずれかに該当する	100	

項目区分	評価項目	評価方法	配水管+給排水設備系	配点	空調設備系	配点	確認方法
	ISO 登録並びにボランティア活動、CSR 活動 (削除)	2段階	ISO9001、ISO14001 のどちらかの登録又はボランティア活動の実績、CSR 活動の実施のいずれかなし ISO9001、ISO14001 のどちらかの登録又はボランティア活動の実績、CSR 活動の実施のいずれかあり	25 100	ISO9001、ISO14001 のどちらかの登録又はボランティア活動の実績、CSR 活動の実施のいずれかなし ISO9001、ISO14001 のどちらかの登録又はボランティア活動の実績、CSR 活動の実施のいずれかあり	25 100	認証証明書(登録証)、地域貢献活動実績証明書、活動を証明できる実績資料

▶見える化する項目・内容の評価基準2【施工能力】(案)

項目区分	評価項目	評価方法	配水管+給排水設備系	配点	空調設備系	配点	確認方法
共通項目	CCUS登録者数	4段階	1名以下	25	3名以下	25	CCUS
			2名以上3名未満	50	3名以上5名未満	50	
			3名以上5名未満	75	5名以上8名未満	75	
			5名以上	100	8名以上	100	
	レベル3以上の割合 ・1級配管技能士 ・2級管工事施工管理技士 ・排水設備工事責任技術者 ・配水管技能者 (レベル4資格も明記)	4段階	10%未満	25	10%未満	25	CCUS
			10%以上15%未満	50	10%以上15%未満	50	
			15%以上20%未満	75	15%以上20%未満	75	
			20%以上	100	20%以上	100	
	29歳以下の者の割合 + 技能者の平均勤続年数 の合算	4段階	合算点数50点	25	合算点数50点	25	CCUS+別途申請 (評価方法を国交省へ 確認中)
			合算点数75点	50	合算点数75点	50	
			合算点数100点~125点	75	合算点数100点~125点	75	
			合算点数150点以上	100	合算点数150点以上	100	
選択項目	資格保有者数 ・建築設備士 ・浄化槽設備士 ・土木施工管理技士 ・建設業経理士 ・消防設備士 ・液化石油ガス設備士 ・特定ガス消費機器設置工事監督者 ・貯水槽清掃作業従事者 (保有資格の整備が必要) ・建築設備士 ・多能工関係資格 ・リフォーム工事関係資格	4段階	資格保有者0名	25	資格保有者0名	25	別途申請 (建築設備士登録証等)
			資格保有者1名から2名	50	資格保有者1名から2名	50	
			資格保有者3名~5名	75	資格保有者3名~5名	75	
			資格保有者5名以上	100	資格保有者5名以上	100	
	建機の自社保有状況 ・ダンプ・作業車 ・エンジンカッター・バックホー ・コンクリートカッター・ランマー・コンプレッサー・ブレーカー・エアホース・水中ポンプ・発電機 (空調設備工事に必要な建機も加える)	4段階	建機の自社保有3種類未満	25	建機の自社保有3種類未満	25	別途申請 (売買契約書等)
			建機の自社保有3種類以上~5種類未満	50	建機の自社保有3種類以上~5種類未満	50	
			建機の自社保有5種類以上~10種類未満	75	建機の自社保有5種類以上~10種類未満	75	
			建機の自社保有10種類以上	100	建機の自社保有10種類以上 *上記保有数の見直し必要	100	
	公共工事の表彰実績 (企業)及び技能者の表彰実績 優良工事等表彰並びに優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)、卓越した技能者(現代の名工)、 安全優良職長厚労大臣顕彰 、技能グランプリ入賞、等	2段階	企業表彰の実績及び表彰された技能者の在籍なし	25	企業表彰の実績及び表彰された技能者の在籍なし	25	表彰状
			企業表彰の実績及び表彰された技能者の在籍あり	100	企業表彰の実績及び表彰された技能者の在籍あり	100	

▶見える化する項目・内容の評価基準3【コンプライアンス】(案)

項目区分	評価項目	評価方法	配水管+給排水設備系	配点	空調設備系	配点	確認方法
共通項目	法令遵守の状況	2段階	過去5年間に建設業法第28条の規定による指示処分又は営業停止処分あり	25	過去5年間に建設業法第28条の規定による指示処分又は営業停止処分あり	25	監督処分簿(5年間)
			過去5年間に建設業法第28条の規定による指示処分又は営業停止処分なし	100	過去5年間に建設業法第28条の規定による指示処分又は営業停止処分なし	100	
	社会保険等の加入	2段階	雇用保険・健康保険・厚生年金保険加入なし	25	雇用保険・健康保険・厚生年金保険加入なし	25	CCUS
			雇用保険・健康保険・厚生年金保険加入あり	100	雇用保険・健康保険・厚生年金保険加入あり	100	
選択項目	休暇制度	4段階	4週4日(日曜日のみ)	25	4週4日(日曜日のみ)	25	就業規則
			4週5日～6日程度	50	4週5日～6日程度	50	
			4週7日～8日程度	75	4週7日～8日程度	75	
			完全週休2日	100	完全週休2日	100	
	建設業退職金共済制度、法定外労働災害補償制度並びに第三者賠償責任保険の加入	4段階	3制度いずれの加入なし	25	3制度いずれの加入なし	25	建設業退職金共済事業加入・履行証明書、法定外労働災害補償制度加入証明書、保険証券の写し、又は付保証明書
			3制度のうち1制度加入	50	3制度のうち1制度加入	100	
			3制度のうち2制度加入	75	3制度のうち2制度加入	75	
			3制度全て加入	100	3制度全て加入	100	
	建設業適正取引推進機構の講習受講 (再検討) 類する講習会も含める	2段階	受講の実績なし	25	受講の実績なし	25	別途申請 (CPDS受講証明書等)
			受講の実績あり	100	受講の実績あり	100	
	労基法、安衛法等の違反及び労働災害発生等 (要検討) 自己申告で真正性が確保できない	2段階	過去5年間の労基法、安衛法等の違反及び法令違反による負傷・死亡事故あり	25	過去5年間の労基法、安衛法等の違反及び法令違反による負傷・死亡事故あり	25	各都道府県労働局の公表、別途申請
			労働局よりの通報、又は指名停止措置及び法令違反による負傷・死亡事故なし	100	労働局よりの通報、又は指名停止措置及び法令違反による負傷・死亡事故なし	100	

各職種における賃金目安(年収)の設定状況について

呼称	団体	賃金目安（年収）の設定額（万円）			
		レベル4	レベル3	レベル2	設定額の考え方
型枠技能者	(一社) 日本型枠工事業協会	820～620万円	640～590万円	550万円	団体で実施した「型枠大工雇用実態調査」を基準に設定
機械土工技能者	(一社) 日本機械土工協会	700万円	600万円	400万円	厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」を基準に設定 ※調整中のものであり、理事会等の機関決定を経たものではありません
内装仕上技能者	(一社) 全国建設室内外事業協会	840万円	700万円	560万円	日当25,000円を目標とした上で設定
建築大工技能者	(一社) JBN・全国工務店協会				
	全国建設労働組合総連合				建築大工業界で検討してきた職業能力基準の賃金指標と、全産業平均の年収額により設定
	(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会	750～700万円	650～600万円	350～300万円	国の各種基幹統計及び全建総連「賃金実態調査」と乖離がないことを確認
	(一社) 全国中小建築工事業団体連合会				※調整中のものであり、理事会等の機関決定を経たものではありません。
トンネル技能者	(一社) 日本ログハウスク協会				
	(一社) 日本トンネル専門工事業協会	1200万円	1100～850万円	750～500万円	国土交通省の「設計労務単価」を基準に設定
	全国圧接業協同組合連合会	840万円	720万円	480万円	全国5地区（北海道・関東・中日本・関西・西日本）の組合で実施したアンケート調査の結果を基準に設定
基礎ぐい工事技能者	全国基礎工業協同組合連合会	723～620万円	673～576万円	462～344万円	団体で実施した「組合員実態調査」を基準に設定

※一職種につき複数団体により構成されている場合においては、表中に掲載された団体間のみで合意がとれたものであり、今後調整が行われる予定

事務連絡
令和3年9月16日

建設業団体 各位

國土交通省 不動産・建設経済局
建設市場整備課 建設キャリアアップシステム推進室

ハローワークにおける建設キャリアアップシステム(CCUS)登録企業への応募勧奨等について(周知依頼)

平素より国土交通行政に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、建設業においては、若年技能者等の確保・育成が課題となっていることから、当省では、建設技能者の適切な能力評価と待遇改善につなげる仕組みである「建設キャリアアップシステム(CCUS)」の普及促進に取り組んでおり、さらに取組を促進するため、7月末からは厚生労働省と連携し、全国のハローワークや公共職業能力開発施設において、建設業への入転職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業への応募勧奨を行うとともに、技能者の求人を行うCCUS登録済みの建設事業主(求人者)に対し、求人票の作成支援を行っております。

つきましては、この取組を紹介するリーフレット(別添1:求人者向け、別添2:求職者向け)を作成し、全国のハローワーク、公共職業能力開発施設に設置しております。

新規入職者の確保に繋がる取組と考えておりますので、貴団体等におかれましては、傘下会員企業の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

不明点等ございましたら、当室あてご連絡いただければと存じます。

〈連絡先〉
国土交通省 不動産・建設経済局
建設市場整備課 建設キャリアアップシステム推進室
TEL 03-5253-8283

ハローワーク等と連携したCCUSの活用

- 厚生労働省と連携し、全国のハローワークや公共職業能力開発施設において以下の取組を実施（R3.7.30～）

①建設業への入転職を目指す求職者に対し、CCUS登録企業への応募勧奨

②技能者の求人を行うCCUS登録済みの建設事業主（求人者）に対し、求人票の作成支援

【求職者にとってのメリット】

- ・ CCUS登録企業であることで、技能者の適正な評価や魅力ある労働環境づくりに取り組む企業と判断するのに役立ち、企業選択に活用できる。

⇒長期にわたって働き続けられる企業を選択しやすくなる

【建設事業主向けフレット】

建設業界を採用したい建設事業者の皆さま

CCUS Construction Career Up System
建設キャリアアップシステム

の登録はお済みですか？

建設現場で働く着手が求めることやアフターケ

第1位 運営2日勤の施設

第2位 仕事が年間を通してあること

評力や資格を反映した給金

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、

職人の適正な評価と給与の引き上げ

職人を育てる企業が評価され、受注

機会が確保される制度です

目的的に、職・業務が一體となって進捗して

いるシステムです。

2023年度から「あらゆる工事でCCUSを

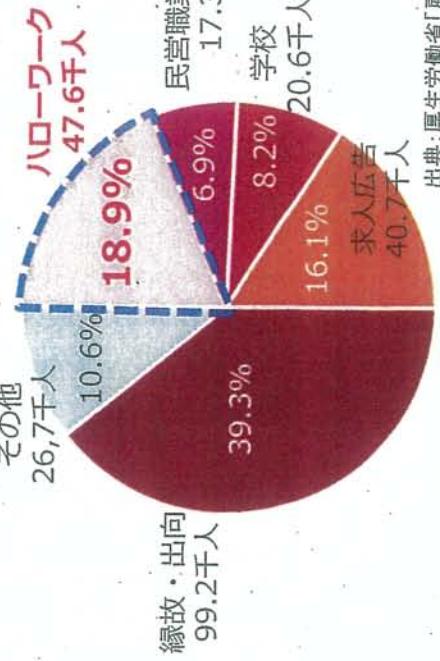
完全実現」を目指しています。

【求職者向けフレット】

建設業界への就職を希望される皆さま



○建設業の入職経路におけるハローワークの状況



出典：厚生労働省「雇用動向調査」(令和元年度)

【専門工事業者等、求人者にとってのメリット】

- ・ ハローワークにおいて求職者への応募勧奨を受けることが可能となることに加え、求人票の「求人にに関する特記事項」欄にCCUSに係る取組を記載することが可能。

(記載例)
建設キャリアアップシステム登録事業者です。
施工能力等の見える化評価制度で「☆4つ」取得しています。

⇒求職者に対する発信力を高めることで、扱い手を確保することができる

令和 3 年度特定技能 1 号試験の実施について

特定技能外国人を受入れるルートは、①技能実習生からの転換、②外国において実施する日本語及び技能に係る試験に合格するの 2 通り以外に「国内評価試験」、「国内技能検定 3 級（一部職種のみ）」があります。

配管職種における令和 3 年度特定技能 1 号試験の実施については、令和 3 年 6 月の第 345 回理事会で報告のとおり、ベトナムで予定していましたが、コロナ禍の影響で試験実施は不可能と判断し、（一社）建設技能人材機構（J A C）と協議のうえ、国内試験にシフトを転換して、今秋、東京都で実施することを決定しました。

なお、国内試験における受験対象者は、配管職種以外で技能実習生として入国し配管への転職を希望する者や留学生等であります。受験者の募集・受付は J A C が行い、当日の実技試験等の運営を全管連が協力する形で実施されます。その概要は以下のとおりです。

○建設分野特定技能 1 号技能評価試験 概要

主催 （一社）建設技能人材機構
協力 全国管工事業協同組合連合会

1. 試験の目的

本試験は、国交省が定める「建設分野特定技能 1 号技能評価試験実施要領」に基づき、特定技能 1 号外国人として必要な技能水準を満たしているかを判定するものです。<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001338632.pdf>

2. 試験対象職種

配 管

3. 試験日程

令和 3 年 11 月 25 日（木）

4. 試験会場

東京都立多摩職業能力開発センター
〒196-0033 東京都昭島市東町 3-6-33
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/vsdc/tama/index.html>

5. 受験定員

30 名程度を想定

※定員を上回った場合、受験できないことがあります。

6. 受験前の準備

受験前の準備として、事前に、実技試験の実施例ビデオを視聴すること、学科試験の CBT 操作体験を実施することをお勧めします。

- 実技試験 実施例ビデオ <https://zenkanren.jp/tokuteiginou/>
- 学科試験 CBT 操作体験 <https://jac-skill.mc-plus.jp/exam/trial/>

7. 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 当日は現地で検温し、発熱があれば受験できません。
- ② 試験会場では、感染予防のためマスクを着用してください。
- ③ その他、現地会場の指示に従って入場していただきます。
- ④ 新型コロナ感染拡大の影響により、試験が実施できなくなる場合があります

8. 特定技能評価試験委員

(敬称略)

	氏名	所属・役職
1	松本 正美	全管連理事・技術部長 三多摩管工事協同組合 理事長 中央職業能力開発協会 元技能検定委員
2	金子 達之輔	三多摩管工事協同組合 理事 中央職業能力開発協会 技能検定委員
3	渡邊 弘幸	東京都管工事工業協同組合 技術委員 中央職業能力開発協会 技能検定委員
4	綱田 健志	元東京都管工事工業協同組合 技術委員 中央職業能力開発協会 元技能検定委員
5	阿部 弘之	全管連技術参与 都立多摩職業能力開発センター課長代理 中央職業能力開発協会 元技能検定委員
6	茨木 繁	全管連技術参与 J A C 事業部プロジェクトリーダー
7	増山 隆文	アジアビジネスサポート事業協同組合 専務理事
8	酒井 誠	(株)小泉 業務推進部長

以上

(報告事項4)

令和4年度水道関係概算要求について

令和3年8月
医薬・生活衛生局水道課

施設整備費等

(単位：百万円)

区分	令和3年度 予算額 A	令和4年度 概算要求額 B	対前年度 増△減額 B-A	対前年度 比率(%) B/A
水道施設整備費	[80, 210] 41, 210	63, 949	22, 739	155. 2
水道施設整備費補助(※)	[25, 749] 16, 749	22, 369	5, 620	133. 6
指導監督事務費等	[87] 87	87	0	100. 0
災害復旧費	[356] 356	356	0	100. 0
耐震化等交付金(※)	[52, 704] 22, 704	40, 860	18, 156	180. 0
東日本大震災 災害復旧費	[1, 314] 1, 314	277	△1, 037	21. 1
水道施設整備費 ※災害復旧費(東日本含む) を除いた場合	[78, 540] 39, 540	63, 316	23, 776	160. 1

注1) : 厚生労働省、内閣府(沖縄)、国土交通省(北海道、離島・奄美、水資源機構)、復興庁計上分の総計。

注2) : 百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

注3) : 令和3年度予算額欄の上段〔〕書きは、災害復旧費を除き、令和2年度第3次補正予算額を含んだ額。

注4) : ※は「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に係る経費を、別途要望(事項要求)。

1. 強靭・安全・持続可能な水道の構築

633億円 + 事項要求(395億円)

国民生活を支えるライフラインである水道施設について、水道施設の耐災害性強化や改正水道法に基づく水道事業の広域化、安全で良質な給水を確保するための施設整備に加え、先端技術を活用した効率的で付加価値の高い水道施設整備など、将来にわたり持続可能で強靭かつ安全な水道の構築を図る。

(主な事業)

水道施設整備費補助

224億円 + 事項要求(168億円)

ダム等の水道水源開発、病原性原虫等や異臭味被害等に対応した高度浄水施設の整備及び水道未普及地域の解消や地方生活基盤の充実等を図るための簡易水道の施設整備のほか、非常用自家発電設備の整備、土砂災害・浸水災害の対策工事に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助先】都道府県、市町村、一部事務組合

【補助率】1/2, 4/10, 1/3, 1/4

生活基盤施設耐震化等交付金

409億円 + **事項要求** (227億円)

国民生活に密接に関係する基幹管路を含めた水道施設及び保健衛生施設等の耐震化や水道事業の広域化等について、引き続き支援を行い水道事業の運営基盤の強化を図るとともに、IoTを活用した付加価値の高い水道施設整備等に必要な経費について、財政支援を行う。

【交付先】都道府県

【交付率】水道施設：1/2, 4/10, 1/3, 1/4

保健衛生施設等：3/4, 2/3, 1/2, 1/3, 定額

注：**事項要求**…「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に係る経費を、別途要望

2. 水道施設の災害復旧に対する支援【東日本大震災復興特別会計】（復興庁一括計上） 3億円（13億円）

東日本大震災で被災した水道施設のうち、各自治体の復興計画で、令和4年度に実施する施設の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

【補助先】地方公共団体

【補助率】80/100～90/100〈財政援助法による嵩上げ〉、2/3、1/2

エネルギー対策特別会計

1. 「建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業」のうちの「上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業」（環境省計上）

P億円の内数（60億円の内数）

上下水道・ダム施設における水力発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入・改修を支援し、上下水道施設における脱炭素化を促進する。

【参考情報】

『令和2年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業）』（（一社）静岡県環境資源協会）

<http://www.siz-kankyou.jp/2020co2.html>

(報告事項 5)

令和3年度給水装置工事主任技術者 現地研修の開催日程

令和3年9月29日現在

開 催 地		開催都市	開催日	会場	会場定員 (開催済み会場は、受講者人数)
1	山 形 県	山形市	5月27日 (木)	やまぎん県民ホール	54
2	富 山 県	富山市	6月16日 (水)	富山県総合運動公園 会議室	61
3	千 葉 県	千葉市	6月17日 (木)	千葉県水道会館	108
4	佐 賀 県	佐賀市	7月16日 (金)	佐賀市文化会館	262
5	栃 木 県	大田原市	9月9日 (木)	太田原西地区公民館	27
		宇都宮市	9月15日 (水)	栃木県教育会館	60
6	奈 良 県	奈良市	10月5日 (火)	ホテル リガーレ春日野	60
7	岐 阜 県	岐阜市	10月8日 (金)	岐阜県管設備会館	30
8	滋 賀 県	草津市	10月12日 (火)	草津市立市民交流プラザ	40
9	千 葉 県	千葉市	12月23日 (木)	千葉県水道会館	118
10	長 野 県	長野市	令和4年3月10日 (木)	東部浄化センター	40

国土交通大臣登録講習（登録番号第 15 番）

令和 3 年度 「登録配管基幹技能者講習」のご案内

一般社団法人日本空調衛生工事業協会（日空衛）

全国管工事業協同組合連合会（全管連）

一般社団法人日本配管工事業団体連合会（日管連）

日空衛・全管連・日管連の 3 団体では、国土交通大臣の登録講習として、令和 3 年度の「登録配管基幹技能者講習」を次のとおり開催いたします。

是非、多くの配管技能者の方が受講され、「登録配管基幹技能者」として現場で活躍されることを期待いたします。

1. 開催日と講習会場

● 前期登録講習

第 1 回：令和 3 年 12 月 9 日（木）～12 月 11 日（土）

近畿 エル・おおさか（大阪府立労働センター）

〒540-0031 大阪市中央区北浜東 3-14

TEL : 06-6942-0001 FAX : 06-6942-1933

● 後期登録講習

第 2 回：令和 4 年 2 月 3 日（木）～2 月 5 日（土）

関東（一財）全国建設研修センター

〒187-8540 東京都小平市喜平町 2-1-2

TEL : 042-324-5315 FAX : 042-322-5296

第 3 回：令和 4 年 2 月 21 日（月）～2 月 23 日（水）

中部 ウインクあいち（愛知県産業労働センター）

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 4-4-38

TEL. 052-571-6131 FAX. 052-571-6132

2. 受講資格

受講資格は、下記に示す2つの条件を全て満たしている必要があります。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）で定める管工事における配管施工の実務の経験が10年以上で、そのうち職長としての実務の経験が3年以上であること。
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく1級配管技能士（建築配管作業）の資格を有すること。

3. 受講申込

● 登録講習受講申込書の請求

受講を希望される方（又は事業主）は、別紙の「受講申込書送付依頼」に必要事項を記入の上、登録配管基幹技能者講習委員会事務局までFAXにてお申し込み下さい。

前期講習、後期講習の希望別に次の配布期間に事務局より「受講申込書」関係資料一式（無料）を送付いたします。

【受講申込書配布期間】

- 前期登録講習：令和3年8月20日～令和3年9月21日
- 後期登録講習：令和3年10月15日～令和3年11月15日

● 受講申込受付期間

受講申込受付期間は前期・後期別に次の通りです。

受講申込者について受講資格審査を行い、受講資格の認められた方には受講票を交付します。

【申込受付期間】

- 前期登録講習：令和3年8月20日～令和3年9月21日
- 後期登録講習：令和3年10月15日～令和3年11月15日

● 受講料

受講料：42,000円（税込）

受講料には、受講費用、教材費等の関係費が含まれています。

なお、宿泊・交通費は含まれておりません。

● 宿泊

- ・宿泊を必要とする方は、会場周辺の宿泊施設をご利用下さい。

4. 修了証の交付について

規定の講義を全て受講し、最終日の講習考查試験に合格した者には、登録配管基幹技能者として「登録配管基幹技能者講習修了証」が交付されます。

なお、「登録配管基幹技能者講習修了証」をもって管工事業の主任技術者の要件を満たす者として認められ、また、登録配管基幹技能者は「建設キャリアアップシステム」において、配管技能者のレベルランクの最高位であるゴールドカード（レベル4）を取得するのに必要な保有資格として位置づけられています。

第59回技能五輪全国大会（東京大会）について

第59回技能五輪全国大会は、下記のとおり実施されます。

1. 目的 国内の青年技能者の技能レベルを競うことにより、青年技能者に努力目標を与えるとともに、技能に身近に触れる機会を提供するなど、広く国民一般に対して、技能の重要性、必要性をアピールすることにより、技能尊重気運の醸成を図ることを目的とする。
2. 主催 厚生労働省、中央職業能力開発協会、東京都
3. 後援 國土交通省、経済産業省、文部科学省他
4. 協力 全国管工事業協同組合連合会他
5. 競技会場 配管職種：東京ビッグサイト（東京都江東区）
6. 日程 ①選手会場下見 12月 17日（金） 東京ビッグサイト
 ②競技・公開水圧審査 18日（土） "
 ③成績発表 20日（月） "
7. 参加選手 配管職種約45名（予定）
8. 参加選手所属企業への助成
 近年、配管職種参加者の技能向上・継承、また、技能大会を活性化するため、指導者派遣や本会会員企業の選手1名につき5万円の助成を行う事とする。
9. 本会から参画する委員等（順不同・敬称略）
 *開催地・東京都連をはじめ、競技運営他ご協力いただく予定。

競技主査	金子 達之輔（東京都連）	競技委員	渡邊 弘幸（東京都連）
競技補佐員	神谷 晴江（東京都連）	競技補佐員	本田 泰章（神奈川県水）
"	田母神 友梨（"）	"	鴨志田 慎吾（"）
"	笛木 聰志（埼玉県連）	"	森田 健二（横浜）
"	増田 喬歲（"）	"	鈴木 嘉幸（"）
"	大川 裕一郎（川崎）	"	岡田 多善（愛知県連）
"	川又 健太郎（"）	"	小暮 貴士（"）
事務局	依田 仁朗（全管連）	事務局	仲村 信慶（全管連）

管工事賠償補償制度 加入推進状況について

1. 経過及び予定

令和3年1月18日 第344回理事会
令和3年11月末日までの加入目標件数を
1,600件に設定。
令和3年 9月中旬 令和3年度本制度パンフレット案内開始
" 11月1日 令和3年度本制度始期

2. 報告事項

令和3年9月1日現在の加入者数 1,564件（加入目標件数：令和2年11月時点 + 53件 = 1,600件、目標件数まで 36件）。

（別紙A3版資料：右端『令和2年度年間見込額』の欄を参照）

目標達成出来るよう今後も説明会を実施するなど加入促進を図ってまいります。

また今後も保険料割増を回避するためにも、引き続き損害率低減に向けた事故防止対策も実施してまいります。

3. 本件に関するお問い合わせ先

◎損害保険ジャパン(株) 営業開発部第三課 TEL03-3349-3820

◎全国管工事業協同組合連合会（事務局 鈴木、依田）TEL03-5981-8957

空白ページ

(報告事項9)

全管連発3第146号
令和3年8月27日

会員各位

全国管工事業協同組合連合会
(押印省略)

2022年版「全管連手帳」のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の事業に格別のご協力とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本会では、例年どおり管工事に従事する方々にご使用いただく標記手帳を頒布いたします。

つきましては、業務ご多端の折恐縮に存じますが、別紙パンフレットにより貴組合員にご案内下さいますようお願い申し上げます。

なお、作成準備の都合がございますので、貴組合で必要部数をおとりまとめいただき、9月30日までに本会宛お申し込み下さいますようお願いいたします。

なお、おとりまとめ手数料といたしまして、1部につき20円をお支払いいたします。

敬具

※貴組合で発行されております機関誌等に同封していただくなど、幅広くご周知の程よろしくお願い申し上げます。

本件に関する問い合わせ先

事務局・鈴木、依田（いだ）

TEL 03-5981-8957

FAX 03-5981-8958

E-mail: ida-jiro@zenkanren.or.jp（依田）

2022年版「全管連手帳」

この一冊があなたのお役に立ちます

仕事に役立つ資料満載！

JISの改正等に対応！

管工事に従事する全国の皆様に

ぜひ、おすすめします。

見やすく、使いやすい！2色刷り。

豊富な技術資料の内容ますます充実。

お求めやすいサービス価格で提供！

お届けはスピーディー！11月中にはお手元へ。



ここに社名・電話番号を印刷いたします

■ お申込み方法 右の“申込ハガキ”にご記入のうえ投函、又はFAXしてください。

■ 頒布価格 (消費税込) 1部 800円
100部以上 700円
500部以上 650円

■ 送 料 1部～2部 290円
3部～4部 410円
5部～10部 730円
11部～99部 (申込部数×10円)+750円
100部以上 送料サービス

■ サービス 50部以上は、社名・電話番号の印刷をサービスいたします。
(社名、団体名を印刷する場合は、
(申込書に楷書ではっきりとご記入ください。)
※住所の印刷は出来ません。

■ 申込先 〒170-0004
東京都豊島区北大塚3-30-10
全管連会館内
全国管工事業協同組合連合会

TEL.03-5981-8957
FAX.03-5981-8958
e-mail:idaijiro@zenkanren.or.jp
<http://www.zenkanren.or.jp/>
※HPからもお申込みのご案内をしております。
郵便振替口座(00110-6-88614)

■ ご送金方法 手帳代金と送料を郵便振替、または現金書留でご送金ください。

今すぐ、お申し込みを！



2022年版 全管連手帳申込書

住 所

電 話

e-mail

組合名
又は
会社名

担当者名

印

下記のとおり申し込みます

部 数	送 金 方 法
-----	---------

該当するものを○で囲んで下さい。

現金書留

郵便振替 (00110-6-88614) 加入者名(全国管工事業協同組合連合会)

1. 社名印刷 あり • なし
2. 社名印刷ありの場合 ① 前回と同じ ② 新規(変更含む)
②の方は、原稿をご記入ください。

社名(組合名)印刷原稿

*社名印刷は50部以上のご注文の場合に限ります。印刷は社名・電話番号のみ(住所は印刷できません)

2022年版 「全管連手帳」

あなたの技術を
100%活かす！
—2022年も、手放せない、この一冊—

作業着のポケットに入る
ハンディな大きさだから、
必要なときいつでも取り出せる。

現場で役立つ基礎データで
いい仕事ができるから、
あなたの腕と会社が信頼される。

お申し込みは

キリトリ線

郵便はがき

1700004

ここに切手を
お貼り下さい。

全国管工事業協同組合連合会

手帳係

東京都豊島区北大塚三の三〇の一〇
全管連会館内

■技術関係資料の内容 (抜粋)(2021年版全管連手帳より)

配管用炭素鋼鋼管(ガス管)

水配管用亜鉛めっき鋼管

水道用ポリエチレン複合鋼管

排水・通気用船管

銅管・継手の規格

水道用ミリサイズ鋼管

外面被覆鋼管

水道用硬質塩化ビニル管

水道用ポリエチレン二層管

硬質塩化ビニル管

ポリエチレンライニング鋼管

耐火二層管

ステンレス鋼管

フランジ

井類

継手類

可搬管

支持間隔

保溫材料

保溫施工順序と厚さ

防火区画等を貫通できる硬質塩化ビニル管等の最大寸法

配管用液シール材

鋼材

衛生器具・水栓の流量・接続管口径

ボールタップの流出量

水栓の流出量

給水管流量表

同時使用流量

FRP受水槽

硬質塩化ビニルライニング鋼管の流量線図

水配管の局部抵抗

200V三相誘導電動機配線仕様

片吸込渦巻ポンプ

ラインポンプ

水中ポンプ

汚水用水中ポンプ

家庭用ポンプ

消火設備の設置基準

放水性能

管継手・弁等の相当直管長

ホースの摩擦損失水頭

配管の摩擦損失水頭

消火ポンプ電動機の容量

ピトゲージ指示圧力と放水量

閉鎖型スプリンクラーへ: 小標示温度

スプリンクラーヘッドの設置基準

指定可燃物と指定数量

1号、2号消火栓の基準比較表

電気温水器

湯の使用温度

ガス湯沸器仕様

ガス湯沸器選定表

ガス種別表

排気筒・給気口等の有効断面積

屋外排水管の基準

排水管の土かぶり

桟の寸法

衛生器具排水負荷単位

排水横枝管・立て管の管径

排水横主幹敷地排水管の管径

通気管の管径と長さ

雨水横管の管径・雨水立て管の管径

各地の最大雨量

JISによる設計人員算定基準

合併処理浄化槽の容量

浄化槽仕様

湿り空気線図

中央管理方式の空気調和設備の性能基準

負荷計算用基準値

暖房室内条件

冷暖負荷計算書

冷暖房関係定数

地下オイルタンク仕様

鋳鉄製暖房兼給湯温水ボイラ出力表

火気使用設備の換気基準

煙突設置基準

エアコンの能力表示

個別空気調和機

ファン・コイルユニット

チリングユニット

冷却塔

送風機

ダクト摩擦損失線図

長方形ダクトに相当する円形ダクトの直径

適正風速

ダクトの亜鉛鉄板

必要換気量

換気量

シックハウス対策

(報告事項 10)

新型コロナウイルス感染症の影響により日程が変更になることがあります	
月 日	令和3年(2021年)
10月18日(月)	理事会 13:30(品川プリンスホテル・メインタワー・WEB併用))
11月9日(火)	総務・経理合同部会 13:30(大手町サンスイカイルーム・WEB併用)
11月17日(水)	関東ブロック会議 (千葉)
11月26日(金)	近畿ブロック会議 (和歌山)
12月1日(水) ～3日(金)	日本水道協会 全国会議(オンライン開催)、中止:水団連 仙台水道展
12月2日(木)	総務部会 13:30(全管連・WEB併用)
12月9日(木)	経理委員会 13:30(大手町サンスイカイルーム・WEB併用)
12月10日(金)	監事會 13:30(全管連)
12月16日(木)	正副会長・部長会議 13:30(品川プリンスホテル・メインタワー・WEB併用)
12月17日(金) ～20日(月)	第59回技能五輪全国大会 (東京ビッグサイト) *競技は18日(土)
月 日	令和4年(2022年)
1月17日(月)	理事会(品川プリンスホテル・メインタワー)調整中
2月4日(金)	事務局研修会(品川プリンスホテル・メインタワー)調整中
7月7日(木)	通常総会・全国大会 (長野県軽井沢)調整中